

指名停止業者一覧

多治見市

No.	業者名	指名停止期間(始)	指名停止期間(終)	停止概要
1	(株)メディセオ	令和4年5月9日	令和4年10月8日	独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為があったとして、令和4年3月30日に公正取引委員会から違反事業者として公表されたことによるもの。 (課徴金減免制度対象事業者のため指名停止期間を2分の1に短縮)
2	(株)佐竹組	令和4年5月24日	令和4年11月23日	(株)佐竹組の使用人が、養老町が実施した解体工事の入札において、同町元職員から入札額を事前に入手し入札を妨害したとして、令和4年5月11日に公契約関係競売入札妨害の容疑で岐阜県警に逮捕されたことによるもの。
3	(株)銭高組	令和4年6月21日	令和5年3月20日	(株)銭高組の元名古屋支店長が、防衛省近畿中部防衛局発注の航空自衛隊岐阜基地施設建築工事の入札において、同局元課長から最低入札価格を事前に入手し、公正な入札を妨害したとして、公契約関係競売入札妨害罪の容疑で令和4年5月31日に起訴されたもの。
4	(株)浅沼組	令和4年8月29日	令和5年5月28日	(株)浅沼組の元千葉営業所長が、千葉縣市川市発注の市川市立塩浜学園の取り壊し工事の一般競争入札において、前市長の事務所関係者から予定価格等を事前に入手し、公正な入札を妨害したとして、公契約関係競売入札妨害罪の容疑で令和4年7月27日に起訴されたもの。
5	(株)鈴木塗装工務店	令和4年10月24日	令和5年7月23日	(株)鈴木塗装工務店が、他の建設業者から請け負った大阪府内の民間塗装工事において、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令第1条の2に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結していたとして、令和4年8月30日に関東地方整備局から、建設業法に基づく営業停止処分を受けたもの。
6	大塚商会(株)中部支店	令和4年10月24日	令和5年3月23日	広島県教育委員会及び広島市が発注する特定コンピューター機器の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとして、令和4年10月6日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたもの。
7	中外テクノス(株)中部支社	令和4年10月24日	令和5年7月23日	広島県教育委員会及び広島市が発注する特定コンピューター機器の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとして、令和4年10月7日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたもの。

指名停止業者一覧

多治見市

No.	業者名	指名停止期間(始)	指名停止期間(終)	停止概要
8	西日本電信電話(株)岐阜支店	令和4年10月24日	令和5年3月23日	広島県教育委員会及び広島市が発注する特定コンピューター機器の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとして、令和4年10月8日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたもの。
9	(株)ニチイ学館	令和4年11月25日	令和5年4月24日	(株)ニチイ学館と(株)ソラストは、愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等において、独占禁止法の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月17日に公正取引委員会に公表された。また、(株)ニチイ学館と(株)ソラストは、公正取引委員会が課徴金減免制度対象事業者として公表している。
10	(株)ソラスト	令和4年11月25日	令和5年4月24日	(株)ニチイ学館と(株)ソラストは、愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等において、独占禁止法の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月17日に公正取引委員会に公表された。また、(株)ニチイ学館と(株)ソラストは、公正取引委員会が課徴金減免制度対象事業者として公表している。
11	(株)セレスポ	令和5年3月15日	令和6年3月14日	株)セレスポの代表役員は、平成31年2月～令和元年7月頃、令和3年東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注した、テスト大会の計画立案業務や本大会の運営業務などについて、業者と受注調整をした疑いがあるとして、令和5年2月8日、独占禁止法違反容疑で東京地方検察庁特別捜査部に逮捕されたことによるもの。
12	水道機工(株)	令和5年3月15日	令和5年12月14日	水道機工(株)と(株)水機テクノスが建設業法第15条第2号に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。並びに建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたとして、令和5年2月10日に関東地方整備局から、建設業法に基づく営業停止処分を受けたことによるもの。
13	(株)水機テクノス	令和5年3月15日	令和5年12月14日	水道機工(株)と(株)水機テクノスが建設業法第15条第2号に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。並びに建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたとして、令和5年2月10日に関東地方整備局から、建設業法に基づく営業停止処分を受けたことによるもの。